

千葉市立青葉病院輸血療法委員会設置要綱

〔目的〕

第1条 千葉市立青葉病院の輸血療法の適正かつ合理的な運営を図るため、青葉病院輸血療法運営委員会〔以下「委員会」という。〕を設置する。

〔組織〕

第2条 委員会の組織は、医師、看護師、臨床検査技師、薬剤師の職位にあるもの及び事務局医事室により構成する。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ血液内科医師及び麻酔科医師とする。

〔会議〕

第3条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会の議長は委員長とし、委員長に事故あるときは副委員長が議長の職務を代理する。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

〔庶務〕

第4条 委員会の庶務は、臨床検査科において総理する。

〔委任〕

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成11年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成15年5月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。